

外国人材の受入れ政策に関する要望(概要)

I. 現状認識

1. 外国人材の受入れニーズの高まり

▶ 深刻な人手不足を受け、日商・東商が本年春に実施した調査で、外国人材の受入れニーズがあると回答した企業は50.8% (前年度調査から8ポイント増加) となり、外国人材に対する期待と関心がこれまでに高く高まっている。また、外国人材の受入れニーズがある企業の実に83.6%が特定技能外国人の受入れに関心を持っている。[右図表]

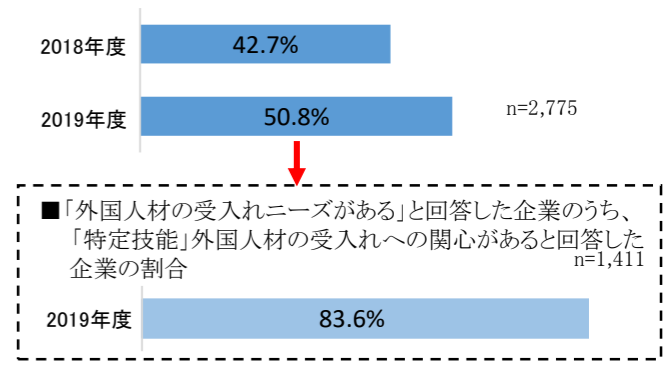
2. 外国人材の受入れに関する課題

▶ 特定技能に係る交付・許可の状況(本年8月30日現在)は、889件と少数にとどまっている。
▶ 外国人材を受入れたことがない中小企業から、「何をどのように準備すれば良いか分からない」、「外国人材を受入れたいが、どこに相談すればよいか分からない」といった「生の声」が多く寄せられている。

3. 特定技能が有効に機能するための方策を講じていく必要性

▶ 国、地方、民間における様々な取組が求められるが、中でも特に外国人材の受入れを具体的に検討している企業に対する支援策を強化・拡充していくことが不可欠。
▶ 地方における登録支援機関の設置促進に向けた取組や、特定技能外国人の大都市圏への偏在防止に向けた方策を具体的且つ強力に講じていくことも重要。

[図表] 外国人材の受入れニーズがある企業の割合
(「既に雇用している」、「今後雇用する予定」、「雇用するか検中」と回答した企業)



II. 重点要望項目

1. 外国人材の受入れに係る相談機能の強化・拡充

▶ 相談窓口の設置や専門家派遣等、中小企業を対象に特定技能に特化した全国的な相談機能を早期に創設すべき。

2. 受入れ企業と外国人材とのマッチング機会の提供

▶ 国内外において合同会社説明会を実施するなど、特定技能をはじめとした外国人材を雇用したい中小企業とわが国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会を提供していくべき。

3. 特定技能外国人の受入れ対象分野の拡大に向けた検討

▶ 日商が本年7月から8月にかけて全国515商工会議所に対して実施した調査では、特定技能1号の追加希望分野・業種として下記が挙げられている。

- 林業
- 建設業(とび作業、防水施行作業等)
- 印刷業
- ビルメンテナンス業
- 製造業(金属製品、紙加工品、ゴム製品、飲食品、自動車部品、繊維、陶磁器等)
- 縫製業
- 運輸業(トラック、タクシー、水運業)
- 倉庫業
- 卸売業(飲食品、鮮魚)
- 小売業(コンビニ、スーパー)
- 廃棄物処理業

▶ 地方及び中小企業における人手不足の状況を継続的に把握し、必要性が認められる場合には、受入れ対象分野の追加に関する検討を速やかに行っていくべき。
▶ また、現在の受入れ対象14分野の受入れ見込み数についても柔軟に検討していくことが望ましい。

4. 特定技能外国人の大都市圏への偏在防止に向けた具体的な方策

▶ 人手不足が深刻な地方の中小企業が円滑に外国人材を受入れられるよう、受入れ対象14分野の分野別運用方針に記載されている取組、更には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に記載されている対応策を早期且つ着実に実行されたい。
▶ 地方の中小企業に対する情報提供の強化や地方における相談窓口の設置、地方大学等の留学生と中小企業との交流の促進、地方における登録支援機関の設置促進、地方の中小企業と外国人材とのマッチング機会の提供、地方における試験の実施など、各地商工会議所が要望している具体的な対応策は、偏在対策として有効であるため、早期に実施されたい。
▶ 特に、外国人材が円滑に住宅を確保できるよう、政府は遊休社宅や公営住宅、空き家の改装費、備え付けの家具・家電等の購入費に対する補助制度等を創設すべき。

III. 個別要望項目

1. 外国人材の円滑な受入れに向けた政策

(1) 外国人材の送出国における特定技能の効果的な周知・広報

▶ 外国人材の送出しが想定される国々で、特定技能を積極的且つ効果的に周知・広報していくべき。

(2) 技能実習2号修了予定者等に対する制度周知

▶ 技能実習2号修了予定者等、更には監理団体、実習実施者に対して、特定技能1号の受入れ手続きを含む特定技能の在留資格に係る新たな制度全般を幅広く周知していくべき。

(3) 在留資格手続きの円滑化・迅速化

▶ マンパワーの増強等を通じて、在留資格手続きは出来るだけ円滑且つ速やかな審査や処理を実施するとともに、支障のない範囲で簡素化していくべき。

(4) 受入れ対象分野の特定技能試験の早期実施と地方での試験実施

2. 外国人材の受入れ拡大に向けた政策

(1) わが国の国家資格取得者の積極的な受入れ

▶ 特定技能試験は合否の判断に、外国人材が取得したわが国の国家資格等の状況を十分に加味すべき。

(2) 留学生のわが国における就職・起業の促進

(3) 高度人材の受入れ促進に資する施策の強化・拡充

3. 受入れ企業に対する政策

(1) 特定技能の在留資格に係る新たな制度の幅広い周知

(2) 外国人雇用管理指針の幅広い周知

(3) 公共職業訓練を通じた特定技能外国人のスキルアップ

(4) 分野別協議会の緊密な連携、好事例の周知・横展開

4. 共生社会の実現に向けた受入れ環境の更なる整備

▶ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に盛り込まれた対応策を着実に実行されたい。

5. 総合的対応策の定期的なフォローアップと施策の追加・拡充

▶ 定期的なフォローアップをしっかりと実施することで、外国人材を受入れる中小企業のための施策をはじめ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の更なる充実強化に努められたい。

6. 外国人材にとって納得感の高い社会保障制度の検討

▶ 老齢年金の受給には加入期間が10年以上必要であり、また外国人材が帰国した場合の脱退一時金は負担した保険料に比べて少ないため、特定技能1号や技能実習など、在留期間の上限が10年未満の外国人材にとって公正で納得感の高い社会保障制度となるよう、脱退一時金の受給額の増額を検討すべき。